

○ 公的個人認証サービスにおける秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントについて

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の規定に基づく公的個人認証サービスに係る秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリントは次のとおりです。

【平成25年7月31日以降に発行された電子証明書の場合】

一 秋田県認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

秋田県認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント
S H A - 1	F 0 8 D A 6 1 E C 1 D A A A E 0 8 5 9 8 F C 3 C
	B 7 B 0 6 E 7 A 0 9 E D 9 5 E 5

二 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント
S H A - 1	A 4 2 9 5 3 6 6 6 4 4 5 2 F 3 4 5 2 B 4 E E D A
	A F 3 C 4 2 4 8 C 9 6 3 C 0 2 D

【平成20年9月24日以降（平成25年7月30日まで）に発行された電子証明書の場合】

一 秋田県認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

秋田県認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フ	イ	ン	ガ	ー	プ	リ	ン	ト
S H A - 1	D 8 D A	D A 8 D	5 3 7 6	1 C 6 4	3 3 1 3	2 D 7 2			
	D F C A	7 0 8 2	3 7 D 7	1 B 9 3					

二 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フ	イ	ン	ガ	ー	プ	リ	ン	ト
S H A - 1	3 7 D 4	D 3 6 0	4 1 0 3	7 5 B B	5 F 5 3	2 3 5 E			
	C 5 F F	3 D 4 3	2 A 6 1	C A 7 0					

【平成20年9月24日以前に発行された電子証明書の場合】

一 秋田県認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

秋田県認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント					
S H A - 1	1 3 3 9	7 6 5 8	4 A 2 F	D 7 F 7	5 7 2 A	F 9 2 C
	7 E 0 1	F B F 7	9 4 A A	9 8 9 B		

二 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント					
S H A - 1	2 D F F	6 3 3 6	E 3 3 A	4 8 2 9	A A 0 0	9 F 0 1
	A 1 8 0	1 E E 7	E B A 5	8 2 B B		